

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する3月 25 日以降の取扱いについてお知らせします。

かつらぎ町では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、3月2日より学校の臨時休業や、公共施設の閉館の対応を行ってまいりました。

幸いにして、伊都・橋本地域に感染者が確認されていないことや、3月20日の文部科学大臣の記者発表等を受け、今後、下記のとおり対応することといたしました。

皆様には、引き続き感染防止の対応にご理解とご協力をお願いいたします。

### ■ 小学校

1. 令和2年3月25日より通常の春季休業期間とします。
2. 小学校での児童の預かりは終了します。
3. 4月8日の新任式、始業式は実施します。
4. 4月8日の入学式は開催します。(新入学生、教職員、保護者のみ出席)
5. 4月8日以降は通常授業します。
6. 学校給食を再開いたします。(日程表は各学校より配付されます。)

### ■ 中学校

1. 令和2年3月25日より通常の春季休業期間とします。
2. クラブ活動を再開します。(対外試合、合同練習は禁止)
3. 4月8日の新任式、始業式は実施します。
4. 4月9日の入学式は開催します。(新入学生、教職員、保護者のみ出席)
5. 4月8日以降は通常授業とします。
6. 学校給食を再開いたします。(日程表は各学校より配付されます。)

### ■ スクールバス

1. 3月25日～4月7日の間は通常の春季休業中運行とします。
2. 4月8日からは通常運行とします。

### ■ 学童施設

令和2年3月25日より通常の春季休業期間中の運営として午前中より児童の預かりを行います。

## ■ 児童館

1. 通常の運営とします。(開館日、開館時間については、事前に各館に確認をお願いします。)
2. 食べ物を扱う事業やイベントは禁止します。
3. 貸館については、感染症対策を行うことを条件に可能とします。

## ■ 公民館

1. 通常に開館します。
2. サークル等の活動を再開します。(感染症対策の徹底を求めます。)
3. 貸館については、感染症対策を行うことを条件に可能とします。
4. 公民館事業については、状況により中止の可能性もあることを視野に入れて準備を進めます。

## ■ 学校施設の開放

学校施設については、貸出と利用を再開します。(感染症対策の徹底を求めます。)

## ■ スポーツ少年団活動

1. 活動を再開します。(対外試合、合同練習は禁止)
2. 指導者に対し、衛生管理、安全管理の徹底を求めます。

## ■ 総合文化会館

1. 自主事業を再開します。(感染症対策の徹底を行います。)
2. 貸館については、感染症対策を行うことを条件に可能とします。

## ■ 図書館

通常どおり開館します。

## ■ 子育て支援センター（保健センター1F）

3月26日より通常運営とします。

## ■ 体力づくりフロア（保健センター1F）

3月26日より通常運営とします。

令和2年3月24日

かつらぎ町役場

健康推進課 22-0300

かつらぎ町教育委員会

教育総務課・生涯学習課 22-0303